

平成 21 年度都区財政調整協議結果（速報）

1 平成 21 年度当初フレーム

【対前年度当初比較】

（単位：億円）

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
21 当初	10,436	19,436	9,000	474
20 当初	10,237	19,895	9,658	508
比 較	199	△ 459	△ 658	△ 34

2 基準財政需要額の調整内容

項 目	都	区	計	影響額
提 案 数	8	47	55	1,502 億円
調整項目数 A	5	34	39	528 億円
新規算定		5	5	79 億円
算定充実	1	23	24	183 億円
事業費の見直し	2	2	4	△81 億円
算定方法の改善等	2	1	3	0.1 億円
その他		2	2	347 億円
特別交付金		1	1	— 億円
協議が整わなかった項目数	3 (1)	13	16 (1)	834 億円
追加調整項目数 B	1		1	105 億円
平成 21 年度調整項目数 A+B	6	34	40	633 億円
参考：平成 20 年度調整項目数	5/5	26/49	31/54	1,678 億円

【（ ）は都と区の提案事項重複分】

(1) 標準区経費の見直し

- ① 新規算定（5 項目 79 億円）
 - ・地域コミュニティ活動支援費（包括的算定）、中国残留邦人等生活支援給付金、学校評価事業費 等
- ② 算定充実（24 項目 183 億円）
 - ア 単価、数量等の見直し（5 項目 30 億円）
 - ・認証保育所数、妊婦健康診査回数、公園新設工事単価 等
 - イ 包括的算定（5 項目 37 億円）
 - ・男女共同参画事業費、環境施策推進費、商工振興費、住宅対策費 等
 - ウ その他の充実（14 項目 116 億円）
 - ・庁舎維持管理費、結核予防費、消費者対策事業諸費 等
- ③ 事業費の見直し（4 項目 △81 億円）
 - ・不燃ごみ中継作業経費、学校週 5 日制支援事業費、標準給（技能系職員）、道路占用料の改定に伴う見直し（特定財源）
- ④ 算定方法の改善等（3 項目 0.1 億円）
 - ・「特別区の施策の見直し」に伴う包括補助事業費の再構築、後期高齢者医療制度事業助成費 等
- ⑤ その他（2 項目 347 億円）
 - ・公共施設改築経費、緑化推進対策費（包括的算定）

⑥ 特別交付金の取扱い

- ・激変緩和措置は 22 年度までの対応。ただし、対象区の特別区民税決算額が 18 年度決算額を超えた年度で措置を終了することについて確認
- ・激変緩和措置終了後は、再度、特別交付金のあり方について協議することを都区ともに確認
- ・本年 5 月末に特別区民税決算額が判明し、該当区のいずれかの措置が終了する場合には、協議を行うよう都側に申し入れた

⑦ 追加調整項目（1 項目 105 億円）

- ・財政健全化対策（減債対策経費の算定）

3 平成 20 年度再調整（実施しない）

当初算定時の算定残（205 億 86 百万円）が、景気後退等による法人税の減収により 48 億円となった。この算定残は、地方自治法施行令第 210 条の 13、都区財政調整条例第 6 条第 3 項及び都区間で合意した 1%ルールに基づき、特別交付金に加算し再調整は実施しない

※平成 13 年度都区間で合意したルール

いわゆる「1%ルール」とは、地方自治法施行令第 210 条の 13 及び都区財政調整条例第 6 条第 3 項を踏まえ、再調整財源が交付金総額の 1%（H20 では 100 億円）を上回る場合に再調整を行なう

4 平成21年度 都区財政調整財源見通し

(単位：百万円、%)

区 分		20年度最終			21年度フレーム		
		20当初 ①	増減額	増減率	21フレーム②	対20当初	
					増減額(②-①)	増減率	
調整税等	固定資産税	1,025,490	1,100	0.1	1,054,830	29,340	2.9
	市町村民税法人分	794,349	△ 31,300	△ 3.9	643,406	△ 150,943	△ 19.0
	特別土地保有税	32	△ 20	△ 56.3	13	△ 19	△ 59.4
	小 計	1,819,871	△ 30,300	△ 1.6	1,698,249	△ 121,622	△ 6.6
	たばこ税調整額	1,524	0	0.0	1,524	0	0.0
	交付金調整額	15,388	0	0.0	15,388	0	0.0
	調整税等合計	1,836,783	△ 30,300	△ 1.6	1,715,161	△ 121,622	△ 6.6
総額	交付金総額 55%	1,010,231	△ 16,600	△ 1.6	943,339	△ 66,892	△ 6.6
	精算額	6,384	0	-	4,052	△ 2,332	-
	合 計	1,016,615	△ 16,600	△ 1.6	947,391	△ 69,224	△ 6.8
	普通交付金 95% A	965,784	△ 15,800	△ 1.6	900,021	△ 65,763	△ 6.8
	特別交付金 5%	50,831	△ 800	△ 1.6	47,370	△ 3,461	△ 6.8
基準財政収入額	特別区民税	773,832			804,728	30,896	4.0
	軽自動車税	2,392			2,389	△ 3	△ 0.1
	特別区たばこ税	61,708			61,522	△ 186	△ 0.3
	鉱産税	0			0	0	-
	特別区税計	837,932	0	0.0	868,639	30,707	3.7
	利子割交付金	20,579			12,284	△ 8,295	△ 40.3
	配当割交付金	10,893			4,211	△ 6,682	△ 61.3
	株式等譲渡所得割交付金	6,525			1,652	△ 4,873	△ 74.7
	地方消費税交付金	107,089			120,712	13,623	12.7
	ゴルフ場利用税交付金	50			42	△ 8	△ 16.2
	自動車取得税交付金	15,555			10,533	△ 5,022	△ 32.3
	特別交付金	8,048			8,048	0	0.0
	地方特例交付金(減取補てん特例交付金)	-			2,802	2,802	皆増
	計	1,006,671	0	0.0	1,028,923	22,252	2.2
	地方特例交付金(児童手当特例交付金)	2,721	-	-	2,643	△ 78	△ 2.9
その他の譲与税等	19,479	-	-	18,017	△ 1,462	△ 7.5	
合 計	1,028,871	-	-	1,049,583	20,712	2.0	
特例加減算額	△ 5,148	-	-	△ 5,993	△ 845	-	
基準財政収入額合計 B	1,023,723	-	-	1,043,589	19,866	1.9	
基準財政需要額合計 C	1,989,507	0	0.0	1,943,610	△ 45,897	△ 2.3	
要需要調整額(A+B-C)	-	△ 15,800	-				
当初算定残 D	-	20,600	-				
追加算定可能額(A+B-C)+D	-	4,800	-				

※本資料は、第3回財調幹事会及び第5回財調幹事会における都側説明をもとに作成したものである。
 ※係数整理の結果、変動することがある。また、端数処理の関係により縦横計等一致しない場合がある。

平成 21 年度都区財政調整協議会 新規算定項目・改善項目等

<p>1. 新規算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動支援費 ○高齢者住宅火災報知機給付事業費 ○中国残留邦人等生活支援給付金 ○校庭芝生管理費 ○学校評価事業費 	<p>5 項目</p>
<p>2. 算定改善等</p> <p><算定充実> 24 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会運営費 ○庁舎維持管理費 ○区民関係等事務費 ○男女共同参画事業費 ○賦課徴収費 ○障害者モビリティ支援事業費 ○病後児保育事業費 ○認証保育所運営費等事業費 ○国民健康保険事業助成費（出産育児一時金） ○結核予防費 ○妊産婦健康診査費 ○乳幼児健康診査費 ○環境施策推進費 ○消費者対策事業諸費 ○商工振興費 ○農漁業振興費 ○住宅対策費 ○公園新設経費 ○小中学校運営費 ○教育相談事業費 ○学校施設開放事業費 ○放課後子ども教室推進事業費 ○義務教育施設（給食室）の大規模改修及び改築経費 ○小中学校改築経費 	<p>31 項目</p>

<p><事業費の見直し> 4項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準給（技能系職員） ○不燃ごみ中継作業経費 ○道路占用料の改定に伴う見直し（特定財源） ○学校週5日制支援事業費 <p><算定方法の改善等> 3項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施策の見直しに伴う包括補助事業等の再構築 ○後期高齢者医療制度事業助成費 ○新たな医療制度開始から1年経過したことに伴う各費目の整理
<p>3. その他 3項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設改築経費 ○緑化推進対策事業費 ○財政健全化対策（減債対策経費の算定）

II その他の協議課題の整理

<p>特別交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○激変緩和措置の平成22年度までの取扱いについて確認を行った。

III 平成20年度普通交付金算定残の取扱い

<p>普通交付金算定残の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法施行令第210条の13及び都区間で合意したルールに基づき、再調整は行わず特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費に充当する。
--